

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第17回／家裁第18回)

1 開催日時

平成24年5月16日(水) 午前10時から午後零時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 伊藤 納(委員長), 印南百合子, 久保田浩史, 近藤久美子,
末永睦男, 豎山博之, 富川正博, 原 清一, 松尾千歳, 水上嘉寛

(家裁委員) 有村青子, 伊藤 納(委員長), 永井裕之, 東 和沖, 福本政志,
増田 博, 村田文也, 村山洋介, 八島 健

(説明者) 大島淳司民事部総括裁判官, 藤川朋子次席家庭裁判所調査官
右田敏民事次席書記官

(五十音順)

4 議事

(1) 自己紹介

(2) 委員長選出

(3) 議事

別紙のとおり

(○委員長, ■委員, ●説明者)

(4) 次回期日

平成24年12月20日(木) 午前9時30分から午後零時15分まで

(5) 次回テーマ

未定

(別紙)

【地家裁委員会テーマ】

保護命令手続について

- これより議事を始めさせていただきます。

本日の地裁委員会では、保護命令手続をテーマに取り上げることにしています。

保護命令手続は、配偶者からの暴力によって、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、配偶者からの保護を目的とするものですが、まずその概要について、大島民事部総括裁判官から説明いたします。

大島民事部総括裁判官

保護命令手続について

(以上、概要を説明)

- これまでの説明に関する御意見、又は御感想でも構いませんし、御質問も含めて御発言いただきたいと思えます。
- 配偶者暴力相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）は、鹿児島県に10か所ありますが、平成23年度の相談件数は、2719件でした。そのうちDV関係の相談が808件でした。また、平成22年度の相談件数は2661件で、そのうちDV関係の相談が831件で、ここ数年の相談件数は2600件から3000件近く、そのうちDV関係の相談は800件前後の件数となっている状況です。また、警察での相談は、生活安全企画課が所管で対応しており、相談件数は平成23年度が419件、平成22年度は456件で、ここ数年は400件を超えている状況です。
- DVの事案が増えてきているようですが、保護命令の申立て後、大体どの程度の期間で保護命令が発令されるのか教えてください。また、保護命令の実効性は、どのようになっているのでしょうか。県警本部長と相談支援センターに保護命令発令の通知がされることになっていますが、保護命令発令後、どの程度の期間で通知されるのか教えてください。
- 事前に日程調整がされているような場合、申立日当日に申立人面接を行い、申立人

面接から1週間ぐらい後に相手方の審尋の期日を行います。原則、審尋終了後、即日、保護命令申立てに対する決定を行いますので、保護命令が発令される場合、大体申立て後10日ぐらいで保護命令を発令している状況です。しかし、相手方への呼出ができない場合等には、若干時間がかかることもあります。保護命令発令後、すぐに相談支援センター及び県警本部長に通知をしています。

保護命令の実効性については、裁判所としても尋ねたいと考えているところです。

保護命令の申立てに至らず、相談支援センターでの相談で終わっている事案や保護命令発令後のことが怖いということで手続を躊躇している事案もあるのではないかと考えています。

- 県警本部長への保護命令の通知は、保護命令が発令された日に、保護命令決定謄本をFAX送信しています。県警においても所轄の警察署に通知するなど速やかに対応していただいていると聞いています。

- 保護命令の実効性ですが、相手方に対する抑止効果がある場合もあれば、保護命令が発令された後に相手方から加害行為がある場合もあり、相談支援センターでも慎重に対応されているようです。

昨年度の相談支援センターへの相談者は、30歳代が一番多く全体の3分の1を占め、警察での相談者は、30歳代、40歳代、20歳代の順になっているとのこと。20歳代については、相談支援センターよりも直接警察に相談していることが多く、出会い系サイトで知り合って結婚後、DVにあったというような事案が多いようです。保護命令申立書の相談先欄に警察又は相談支援センターのいずれかにチェックすることになっていますが、被害者は相手方から逆恨みをされていることも多いので、相談先に待ち伏せをされたりすることをおそれ、相談先に警察又は相談支援センターを挙げていないものもあるようです。相談先が相手方に知られないような工夫も必要ではないかと思えます。

- 被害者が相談したこと自体を相手方に知られないようにしている裁判所もあると聞いていますので、そのような点についても検討する必要があると考えています。

- 本庁では、申立書の相談先欄には警察だけを記載してもらうようにして、被害者に対し、まずは警察に相談するように指導するとともに、その後、申立書作成の支援を受けるために、相談支援センターにも相談するように指導しています。
- 保護命令の申立て前に裁判所に相談に行き、その後、相談支援センターを訪れ、申立書作成援助を受けていることが多いと思いますが、保護命令が出ても、すぐに相談支援センターに通知されないこともあるので、制度が円滑に運用されるためにも関係機関との連携が大切だと思います。
- 裁判所も同様の問題意識を持っています。
- 関係機関との連携については、扱った実例を参考にして検討していく必要もありそうですね。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行される前に、同じ職場の職員にDVの実例がありましたが、情報が少なくて職場としての対応に苦慮したことがありました。職員からの情報は入りましたが、客観的な情報が分からず、職場として、どのように対応したらよいのか分からず、対応に苦慮しました。相手方に対し、接近禁止命令が出ているかどうか、裁判所に照会したら教えてもらえるのでしょうか。
- 保護命令申立ての手続は、非公開の手続ですので、電話等による照会では、被害者の職場の方かどうかの確認ができないため、回答することができないことは御了解いただきたいと思います。
- 相談支援センターでも、DV等の事案は、個人情報でもあり、被害者の親も含めて、第三者からの照会に対して、受け付けていないようです。
- 申立人には命令謄本が送付されるので、申立人本人に確認していただくことがよいかと思います。
- 被害者の子どもが預けられている保育所等に接近禁止命令が出ているような場合、保育所に対する連絡及び対処方法等があれば、よいのではないのでしょうか。
- 関係機関との連携の必要がありますので、市町村によっては、保護命令が出ていな

くても場合によっては、本人の了解を得た上で、情報を提供しているところもあるようです。制度的に裁判所から保育所等への通知はできないでしょうから、相談支援センターの方で被害者にアドバイスすることが必要になると思われます。

- 貴重な御意見等、ありがとうございました。

他になければ、地裁委員会の議事はこれで終わらせていただきます。

【家裁委員会テーマ】

面会交流について

- 引き続き家裁委員会の議事を始めさせていただきます。

本日の委員会では、面会交流をテーマに取り上げることにしています。

面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと面会等を行うというものです。まず、裁判手続における面会交流の実情等について、裁判所から御説明し、御意見をうかがい意見交換を行いたいと思います。

それでは、藤川次席家庭裁判所調査官から説明いたします。

藤川次席家庭裁判所調査官

面会交流について

(以上、概要を説明)

- これまでの説明に関する御意見、又は御感想でも構いませんし、御質問も含めて御発言いただきたいと思います。

- 面会交流について、子どもの意思を尊重することは良いことだと思いますが、まだ子どもなので、そのときの気分で考えが変わることも多いと思います。うまく判断ができない子どもの一面を考えることが良かったり、悪かったりすることもあると思います。試行的面会交流の際に、専門的知識を有する人が付き添うなどの配慮をしているのかどうか教えてください。

- 家庭裁判所には、人間関係諸科学の専門知識をもち、その専門知識を活用して事実の調査を行う家庭裁判所調査官がおり、事案に応じた子どもの調査をすることになり、試行的面会交流の際などに立ち会って調査をしています。子どもの判断力については、

法律上は15歳以上の子の場合意思確認をすると定められていますが、10歳ぐらいになれば、周りの状況が分かり、子ども自身もある程度の判断ができることが多いので、実務上は10歳ぐらいから子どもの意思を聴くことがあります。しかし、おおむね10歳以下の場合、子どもの発達状況も個人差がありますし、離れて暮らす親との関係の調査、一緒に暮らしている親との関係の調査などの必要もあり、難しい問題があります。

そのため、例えば、裁判所の調査室等において、家庭裁判所調査官が立会の下、離れて暮らす親と子どもの交流場面を設定し、親と子どもとの関係を観察したり、子どもの心情等を聴取したりして面会交流の在り方を判断することがあります。

- 子どもの調査を行う場合、事案によっては、7歳ぐらいの子どもに対しても気持ちを聴くこともあります。また、子どもの調査を行う中で、子どもが口で言うことと態度が違うことが分かったりすることもあり、そのような場合には、さらに試行的面会交流を行うなど慎重に調査を行っています。面会交流の事件においては、母親と父親との関係がこじれている場合が多く、そのような状況の下での子どもの調査において、子どもが離れて暮らす母親の絵を描いていたことにより、その子の母親に会いたいという気持ちが分かったこともあります。
- 子どもと一緒に暮らしていない母親が子どもに会いたいということで面会交流の申立てをした場合、子どもと一緒に暮らしている父親との間で子どもの奪い合いになったような事案等がありますか。
- そのような事案もあります。そのような事案では、まず、面会交流の是非について検討しますが、試行的面会交流をする場合には、安全について十分に配慮するようにしています。両親や子どもに対して、試行的面会交流の趣旨や段取りを十分に説明したうえで、家庭裁判所調査官が立ち会って行うこともあります。
- 予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。